第１１７回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時　：　令和３年１０月６日（水）

開催場所　：　Web会議及び大阪府咲洲庁舎23階中会議室

|  |  |
| --- | --- |
| 案　　　　件 | 審議結果等 |
| (仮称)ドラッグコスモス太子店（太子町）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。  　夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 |
| (仮称)ジョーシン新高石店（高石市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |
| (仮称)羽曳野市西浦複合商業施設計画  （羽曳野市）【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |
| (仮称)東大阪市神田町計画（東大阪市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。  　夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 |
| ポップタウン住道（大東市）  【変更】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |
| ニトリモール東大阪（東大阪市）  【変更】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |